

第1章

人権一般の普遍的な 視点からの取組

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

(1) 学校教育

ア 人権教育の推進

文部科学省では、人権教育・啓発推進法及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成16年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第1次とりまとめ〕」、平成18年1月に同〔第2次とりまとめ〕、平成20年3月に同〔第3次とりまとめ〕を公表した。令和3年3月には、同〔第3次とりまとめ〕策定後の社会情勢の変化を踏まえ、同〔第3次とりまとめ〕を補足する参考資料を作成し、令和6年3月には、令和5年度1年間の動向等を踏まえ、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）などこどもの人権に係る動向、ハンセン病問題に係る動向、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）の制定に係る内容等を追記した。文部科学省では、この同〔第3次とりまとめ〕などを全国の教育委員会や学校等に配布するなど、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じ、学校における人権教育の特色ある実践事例を収集、公表しており、人権教育の理解促進を図るための動画や、各都道府県教育委員会等における人権教育指導資料の作成状況を一覧化した資料とともに文部科学省ホームページ等に掲載している。

さらに、平成22年度から毎年、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」において、人権教育に関し、各地域において研修の講師等としての活動や各学校の指導・助言等を行うことのできる指導者の養成を図っている。

このほか、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

イ 道德教育の推進

文部科学省では、「特別の教科 道德」を要とする道德教育の充実を図っており、例

えば、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また、学校・地域の実情等に応じた多様な道德教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道德教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

さらに、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道德性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

こどもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

エ 教師の資質向上等

教師の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

トピックス

地域と学校が連携・協働した人権教育に向けた取組

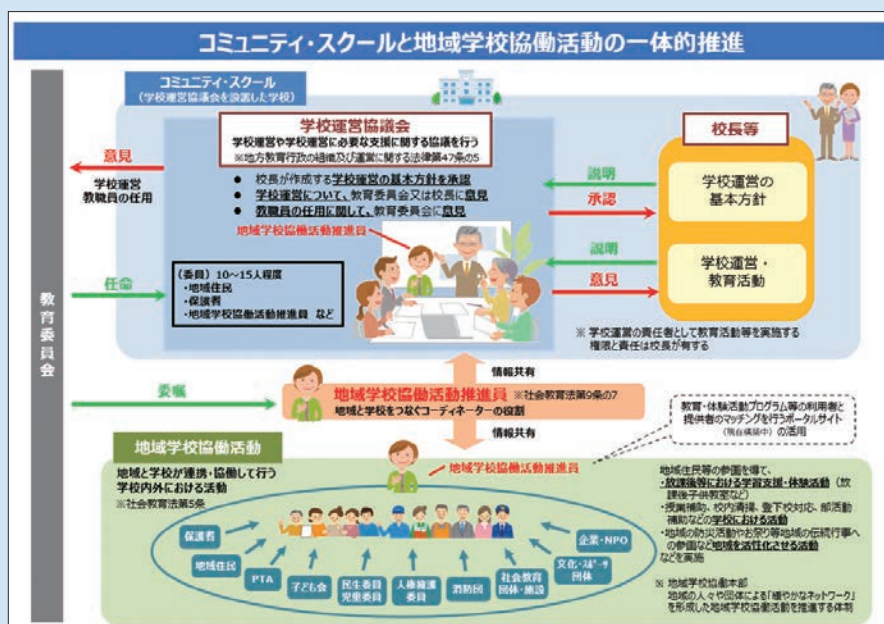
(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

こどもたちを取り巻く様々な課題や地域の課題の解決のためには、学校と家庭、地域の連携・協働を進めていくことが必要であり、近年その重要性がますます高まっています。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)に基づき、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と、「社会教育法」(昭和24年法律第207号)に基づき、地域住民等の多様な主体の参画を得て様々な活動を行う「地域学校協働活動」を一体的に推進しています。

コミュニティ・スクールは、学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現、学校の働き方改革や不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、今後の学校運営に欠かすことのできない仕組みです。「第4期教育振興基本計画」では、「全ての公立学校に地域と

連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」こととしています。



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の概要図

(2) 地域と学校の連携・協働の現状

コミュニティ・スクールの導入校数・導入率は近年飛躍的に伸びており、令和5年5月現在、全国の公立学校のうち1万8,135校、率にして52.3%と半数を超えました。また、地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部が整備されている学校数は、2万1,144校（61.0%）となっています。

文部科学省では、更なる導入の加速とともに、地域学校協働活動との一体的な取組を始め導入後の取組の質的向上を図り、地域と学校の連携・協働を一層推進するため、全国フォーラム等の開催や、コミュニティ・スクールと多様な地域関係者とをつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置促進等の取組を行っています。

(3) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への人権擁護委員の参画

こうしたコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを活用し、学校や地域の課題に応じた学校運営協議会の委員の人選を行うことなどにより学校や地域の課題に応じた協議を行ったり、協議した内容に基づいて関係者が連携・協働して地域学校協働活動を行ったりするなど、学校や地域の実情に応じた様々な取組が行われています。

法務省の人権擁護機関では、地域に根ざした人権擁護活動を行っている人権擁護委員のコミュニティ・スクールへの参画や地域学校協働活動における人権啓発の取組等、学校と地域が連携・協働した人権教育や人権課題の解決に向けた取組への積極的な関与を推進することとしています（人権擁護委員は6頁参照）。

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた事業を展開している。

文部科学省では、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事を対象にした研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。

また、地方公共団体の社会教育担当者等を集めた各種会議等の機会を通じ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）等に関する法の趣旨や性的マイノリティ、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施に関する周知等を図り、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

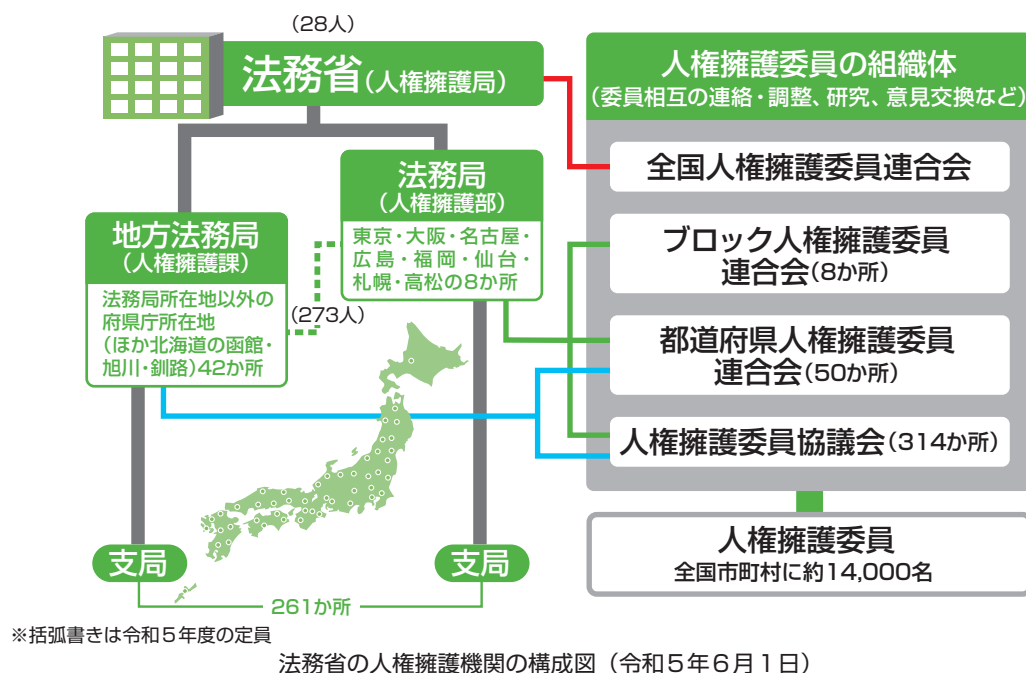
人権啓発は、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等のうち人権教育を除くものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにある。すなわち、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的である。

(1) 人権啓発の実施主体

法務省には、人権啓発を担当する国の機関として人権擁護局が、その下部機関として法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権啓発活動を行っている。加えて、「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体があり、これら全体を「法務省の人権擁護機関」という。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々であり、現在、約1万4,000人が全国の各市町村（特別区を含む。）に配置され、法務局・地方法務局等と連携しながら、人権啓発を含む人権擁護活動を行っている。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものである。

また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権に関わる様々な活動を展開している。



(2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

ア 令和5年度啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関においては、その時々社会情勢や人権侵犯事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて人権啓発活動を展開している。

令和5年度は、「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動重点目標とし、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現を目指して各種人権啓発活動を展開した。

また、次の17の項目を啓発活動の強調事項として掲げ、全国各地において、講演会、シンポジウム等を開催したほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアやSNS等のインターネットを活用した人権啓発活動を行った。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② こどもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別（同和問題）を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう



ポスター
「令和5年度啓発活動重点目標」

- ⑪ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- ⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

イ 第75回人権週間

令和5年12月4日から10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの1週間を「第75回人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を展開した。

令和5年度は、啓発活動重点目標である「『誰か』のことじゃない。」をテーマとして、YouTube法務省チャンネルで配信中の様々な人権問題に関するショートストーリーの動画をデザインに活用して、ポスターや法務省ホームページ、インターネット広告で広報した。



ポスター「第75回人権週間」

ウ 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

令和5年度においても、新聞、広報誌、テレビ番組やラジオ番組において人権擁護委員の活動について紹介するなど、マスメディアを活用して人権擁護委員制度等の広報に積極的に努めたほか、6月1日を中心に、全国2,482か所において、全国一斉に人権擁護委員の日特設人権相談所を開設した。



ポスター「人権擁護委員制度」

エ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重意識を根付かせることなどを目的として、例年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

多くの中学生が、日常の中で見聞きした出来事や体験などを踏まえながら人権につ

いて考察を深めることのできる良い機会となっており、42回目を迎えた令和5年度は、6,494校から、76万1,947編の応募があった。優秀作品については、法務省において令和6年2月に中央大会表彰式等を行ったほか、法務局・地方法務局においても、人権週間を中心として地方大会表彰式を開催し、作文を周知した。中央大会における主な入賞作文は次のとおりである。

内閣総理大臣賞 兵庫県・加西市立泉中学校3年 小篠 誌織さん

「相手と自分、両者を守る」

法務大臣賞 愛媛県・愛南町立御荘中学校3年 宮本 龍太さん

「大切な命」

文部科学大臣賞 神奈川県・藤沢市立湘南台中学校3年 寺内 瑞偉さん

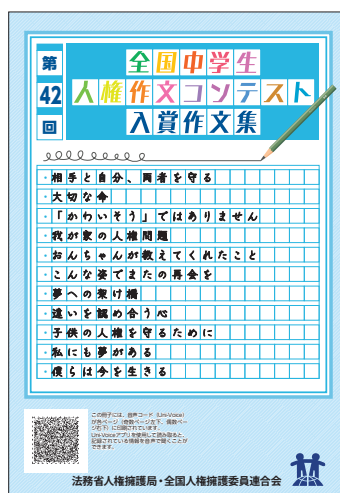
『『かわいそう』ではありません』

これらの作品を含む主な入賞作文については、「第42回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。

また、上記の3作品については、世界にも発信することを目的として、英語に翻訳の上、法務省ホームページ（英語版）に掲載した。



第42回全国中学生人権作文コンテスト
中央大会表彰式の様子（小篠誌織さん）



第42回全国中学生人権作文コンテスト
入賞作文集

オ 人権教室

「人権教室」は、いじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さをこどもたちに体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動である。

小・中学生等を対象に、「人権の花運動」（11頁参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して、啓発アニメーション動画や紙芝居・絵本といった、こどもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想についてこどもたちが理解することができるように努めている。また、近年は、「ビジネスと

人権」に関する国内外の関心の高まり（97頁参照）を背景に、企業研修等において「大人の人権教室」を実施している。

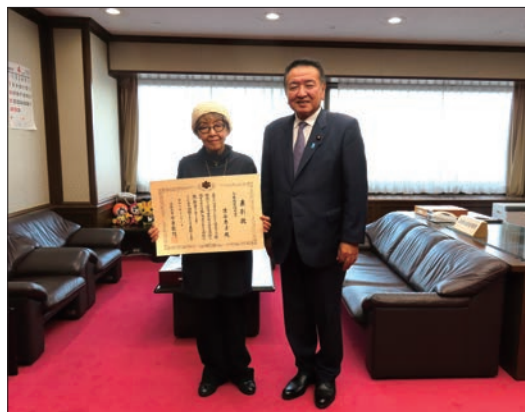
令和5年度は、98万6,672人を対象に行われた。

カ 人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて、関わりのある企業・法人等の団体及び個人の中から、人権擁護上顕著な功績があったと認められた者に対し、法務大臣又は全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行うもので、平成19年度に開始され、令和5年度は17回目の開催となった。

令和5年度の受賞者は、次のとおりである。

法務大臣表彰	落合恵子氏
法務大臣感謝状	株式会社宮崎日日新聞社（宮崎県）
	株式会社茨城新聞社（茨城県）
	株式会社中日新聞社岐阜支社（岐阜県）
	奈良テレビ放送株式会社（奈良県）
	株式会社産業経済新聞社大阪本社（大阪府）
全国人権擁護委員連合会会長感謝状	
	株式会社テレビ和歌山（和歌山県）
	株式会社ベガルタ仙台（宮城県）
	株式会社ブラウブリッツ秋田（秋田県）
	株式会社石川ミリオンスタース（石川県）



人権擁護功労賞表彰状伝達式の様子（落合恵子氏）

(3) 法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動

ア 公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動(人権啓発活動中央委託事業)

(ア) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は、人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を

果たすべく、人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権教育・啓発についての調査、研究等を行っている。

イ) 令和5年度の啓発活動

① 人権啓発教材の作成

- ・啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」
- ・啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」
- ・啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」

② 人権シンポジウム等の開催

- ・～ハンセン病問題を次世代に伝える～「親と子のシンポジウム」（73頁参照）
- ・共生社会と人権に関するシンポジウム～多様性と包摂性のある社会を目指して～（41、59頁参照）

③ 「人権に関する国家公務員等研修会」の開催（106～107頁参照）

④ 地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施（107頁参照）

⑤ 人権週間を中心とした人権尊重思想の普及高揚を目的とする全国規模での広報の実施

⑥ 「人権ライブラリー」（ホームページ<https://www.jinken-library.jp/>）の運営等

イ 地方公共団体が行う啓発活動（人権啓発活動地方委託事業）

ア) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業（以下「地方委託事業」という。）は、都道府県及び政令指定都市等を委託先とし、あらゆる人権課題を対象とした幅広い人権啓発活動を委託する事業であり、講演会、研修会、資料作成、スポットCM、新聞広告、地域総合情報誌広告等を実施している。

イ) 地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関、都道府県、市区町村等の人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」（111頁参照）との連携の下に実施される地方委託事業を、「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。令和5年度は、同事業として、人権の花運動（注）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（111頁参照）、地域の民間団体と連携した人権ユニバーサル事業等、地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

（注）人権の花運動は、児童が協力して花の種子や球根等を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に、全国の人権擁護委員会が中心となって実施している、主に小学生を対象とした人権啓発活動である。この活動では、児童が育てた花を保護者や社会福祉施設に届けるなどすることで、一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。

令和5年度は、3,903校の学校等において、41万6,564人を対象に行われた。

(4) 中小企業・小規模事業者等に対する啓発活動

経済産業省では、令和5年度は、企業活動における様々な人権問題等に関するセミナーやシンポジウムを全国で開催し、中小企業・小規模事業者等に対して人権意識の涵養^{かん}を図った（開催回数：84回、参加・視聴数：1万6,608人）。

また、併せて、企業の社会的責任に係る啓発活動の参考となるべきパンフレットを企業等に配布した。

(5) 国際的な取組に関する啓発活動

例年、外務省では、国際場裡においてフォーラム等への登壇や国際機関への拠出等を通じて、国際的な人権課題の啓発を行っている。

令和5年度においては、カンボジア、バングラデシュ、ベトナムにおいて現地に進出する日本企業に対する「ガイドライン」を含む「ビジネスと人権」に関する我が国の取組の紹介・啓発を行った。また、国際機関への拠出を通じた人権デュー・ディリジェンス導入促進支援事業や各種フォーラムへの登壇等を通じ、国際機関とも連携して「ビジネスと人権」に係る取組の啓発に努めている。



パンフレット
「令和5年度CSR（企業の社会的責任）と人権」